

# 子ども手当の現況届は6月中に!

子ども手当を受けている方は、以前の児童手当と同様に毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、子ども手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

なお、平成22年4月以降、児童手当からの継続以外で、新たに子ども手当の支給対象となられた方は、現況届を提出する必要はありません。

## 現況届に必要な添付書類等

・「健康保険証の写し」

### ●支給対象児童と請求者が別世帯の場合

「支給対象児童の記載がある世帯全員の住民票の写し」

「別居監護申立書」

### ●外国人の方で、支給対象児童が海外に居住している場合

「少なくとも年2回以上子どもと面会が行われていることが確認できるもの（パスポートの写し等）」

「4ヶ月に1度の継続的な送金を確認できるもの（金融機関の送金通知等）」

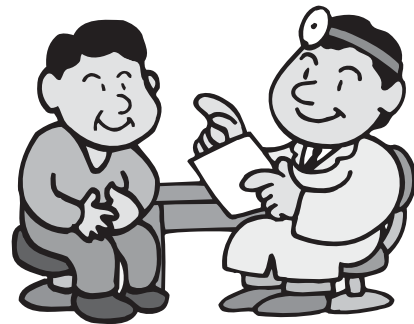
「来日前は親と子どもが同居していたことが確認できるもの（居住証明書等）」

「別居監護申立書」

※添付書類にはすべて第三者による翻訳文を添付して下さい。

問い合わせ先：町民福祉課子育て支援室 TEL377-5652

# 非自発的失業者の 国民健康保険料が 軽減されます



倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方を対象に、国民健康保険料が平成22年度から軽減されます。軽減を受けるには必ず申請が必要です。

### ●対象者

平成21年3月31日以降の離職時に65歳未満で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34となっている方です。

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

### ●軽減額

前年の給与所得をその30% (30/100) とみなして国民健康保険料を算定します。

### ●軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。  
※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

手続き方法や制度についての問い合わせ先  
町民福祉課 TEL377-5652